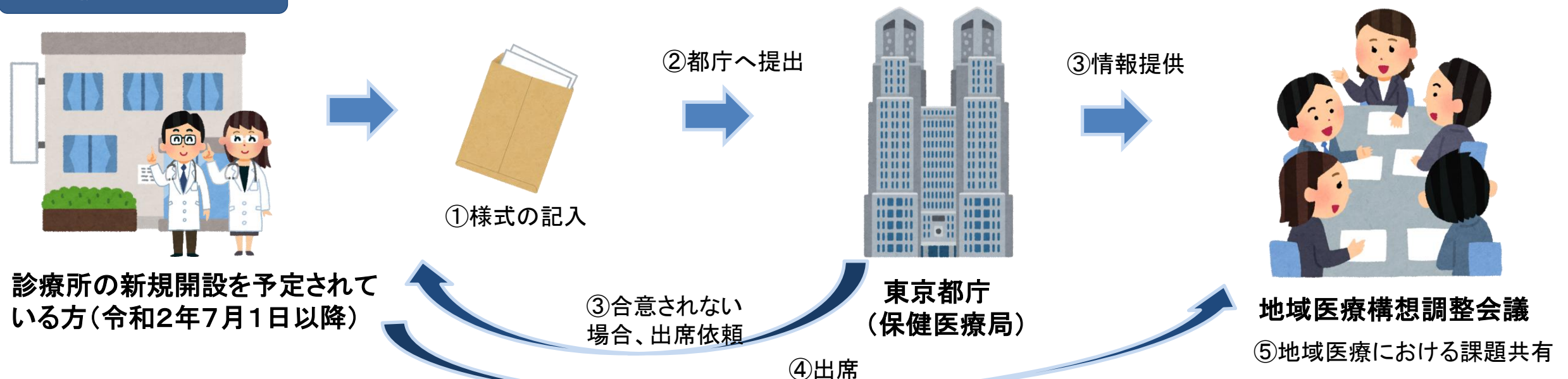


①地域医療への理解・協力について

- 1 目的 診療所の新規開設手続きに当たり、本計画に記載された二次保健医療圏ごとの外来医療機能の状況について、新規開設予定者の理解を深め、必要に応じて行動変容を促すものです。
- 2 対象 新規に診療所（※ 歯科診療所を除く）を開設することを予定している方
- 3 内容 地域医療への協力意向の確認
- 4 提出書類 都の所定様式 1部
※提出様式は、保健医療局ホームページからダウンロード可能
(東京都保健医療局HP > 医療政策 > 医療・保健施策 > 東京都保健医療計画関連事項 > 東京都外来医療計画)
https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/kanren/gairaikeikaku.html
- 5 提出時期 開設より概ね1か月以内
- 6 その他 提出書類については、開設場所が所在する圏域の「地域医療構想調整会議」へ情報提供し、確認を行います。
また、「地域医療の充実に向けた、可能な範囲で協力・貢献すること」に合意いただけない開設者の方には、同会議への出席を依頼し、地域医療における課題解決に向け、発言をお願いする場合があります。

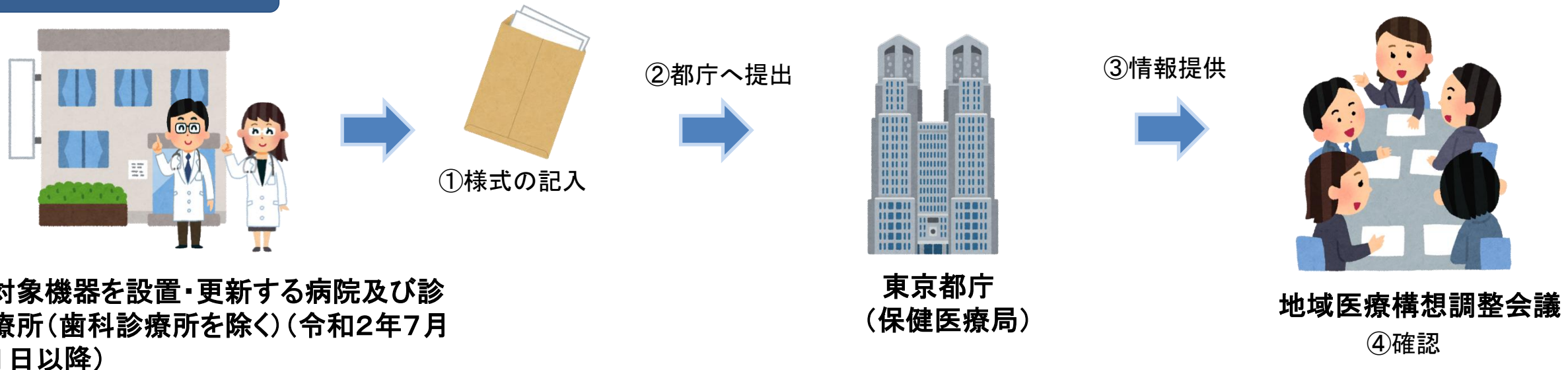
手続きのフロー



②医療機器の共同利用計画について

- 1 目的 効率的な医療提供体制の構築に向けて、医療機器の共同利用による効率的な活用を求めるものです。
- 2 対象 下記の医療機器を設置・更新する病院及び診療所（※歯科診療所を除く）
【対象医療機器】
①CT②MRI③PET（PET-CT含む）
④放射線治療装置（リニアック・ガンマナイフ等）⑤マンモグラフィ
- 3 内容 医療機器共同利用計画書の確認
- 4 提出書類 都の所定様式 1部
※提出様式は、保健医療局ホームページからダウンロード可能
（東京都保健医療局HP＞医療政策＞医療・保健施策＞東京都保健医療計画関連事項＞東京都外来医療計画）
https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/kanren/gairaikeikaku.html
- 5 提出時期 設置・更新より概ね1か月以内
- 6 その他 提出書類については、開設場所が含まれる圏域の「地域医療構想調整会議」へ情報提供し、確認を行います。

手続きのフロー



[illegible]

[illegible]